

厚岸町選挙管理委員会告示第29号

平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げる。

平成28年6月22日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

投票区名	地域名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第6投票区	筑紫恋	午前7時00分	午後7時00分
第7投票区	床 潭	午前7時00分	午後7時00分
第8投票区	末 広	午前7時00分	午後7時00分
第9投票区	トライベツ	午前7時00分	午後7時00分
第10投票区	若 松	午前7時00分	午後7時00分
第11投票区	糸 魚 沢	午前7時00分	午後7時00分
第17投票区	門 静	午前7時00分	午後7時00分
第18投票区	苫 多	午前7時00分	午後7時00分
第19投票区	尾 幌	午前7時00分	午後7時00分
第20投票区	上 尾 幌	午前7時00分	午後7時00分
第21投票区	太田・大別	午前7時00分	午後7時00分
第22投票区	片 無 去	午前7時00分	午後7時00分